

2014年7月31日 全2頁

社外取締役増員を求める米国からの要望

CII がコーポレートガバナンス・コードに関する意見書を提出

金融調査部
主任研究員 鈴木裕

[要約]

- 米国の機関投資家団体である CII が、日本のコーポレートガバナンス・コードの検討に関して要望を提出した。
- 米国企業を念頭に置いた CII のコーポレートガバナンス・ポリシーを参考にすることが提案されている。

CII からの書簡

米国の年金基金や各種財団基金がメンバーとなっている米国機関投資家評議会（Council of Institutional Investors、以下 CII）が、日本のコーポレートガバナンス改革に関するレターを 7 月 9 日に安倍首相あてに提出した¹。安倍政権の掲げる日本再興戦略改訂版の重点の一つが日本版コーポレートガバナンス・コードの策定であり、このコードへの反映を意図した意見の提出であると思われる。今後は東京証券取引所と金融庁が共同事務局となって有識者会議に諮り、様々な意見を踏まえたうえで基本的な考え方を今秋までにまとめ、それを受けて東京証券取引所が日本版コーポレートガバナンス・コードを 2015 年の株主総会シーズンに間に合うように制定する予定だ。

CII の今回の意見は、取締役会の機能や社外取締役の人数・比率に焦点を当てたものである。CII は、米国企業を念頭に置いたベストプラクティスのガイドラインとなる包括的なコーポレートガバナンス・ポリシーを策定している。このポリシーには、日本の新しいコーポレートガバナンス・コードがグローバルに受け入れられるために、コードに入れ込むべき多くの重要な要素が含まれているとして、参考にするように提言されている。

¹ CII letter to Prime Minister of Japan on proposed corporate governance code [Japanese translation] (July 9, 2014)

http://www.cii.org/files/issues_and_advocacy/correspondence/2014/07_09_14_CII_letter_to_G0J-Japanese.pdf

参考にすべきと例示されているのは、

- ・ 開示されたガバナンスに関するポリシーと倫理基準(役職員向け倫理基準の策定と開示)
- ・ 独立性のあるボード(独立社外取締役中心の取締役会)
- ・ エグゼクティブセッション(社外取締役のみで構成される会議体)
- ・ 見識の広い取締役(取締役向け研修)
- ・ 取締役の評価(取締役会自体のパフォーマンスを評価する)
- ・ ボードの人数と兼任(取締役会の構成人数の適正化)

といった項目だ。

社外取締役の大幅増員を要望

CII の意見のうち、独立性のあるボードの項目は、日本の上場企業の現況から見ると対応するのは相当難しいように思える。CII のコーポレートガバナンス・ポリシーでは、「独立取締役は少なくともボードの三分の二以上を占めるべきである。独立取締役は務めている会社、会社の会長、CEO、その他の業務執行取締役と家族的、金銭的な繋がりを持つべきではない。会社は取締役が独立取締役として相応しいかどうか、株主が判断できるように必要な情報を開示すべきである。」とされている。ようやく上場企業の7割ほどが社外取締役を導入するようになった日本企業には、あまりにも遠い目標のように感じられる。

多数の社外取締役を企業は選任すべきとするCIIの考え方の根底には、「十分な数の真に独立した取締役は良いガバナンスに必要不可欠である」との信念があるからだろう。しかし、そうした信念が日本でどれほど共感を持たれているかは、疑問とする余地も大きい。

別稿²で記したように、米国では株主代表訴訟対策として社外取締役を多く選任する動機が企業経営者にあるが、そのような動機を持ちようがない日本で社外取締役が少ないのはむしろ当然だろう。米国企業で多数選任される社外取締役に、ガバナンスの主役としての働きが期待されるのはわかるが、日本とは相当に事情が異なっているように思える。

² 鈴木裕「改訂『日本再興戦略』によるガバナンス改革 コーポレートガバナンス・コード策定と社外取締役活用を推進」(2014年6月30日)
http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20140630_008706.html